

永正年間の補任歴名について

井出, 麻衣子

<https://doi.org/10.15017/4403316>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 64, pp.1-19, 2021-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

永正年間の補任歴名について

井 手 麻衣子

はじめに

本稿で補任歴名という史料を扱うにあたり、まず補歴（おくりえき）について確認しておきたい。補歴とは公家社会の構成員を列記し、その序列を示したものである。先行研究において、補歴は補任（おにん）（官職ごとに毎年あるいは天皇の歴代ごとに補任された者を記入した帳簿）と歴名（りやくみょう）（位階ごとに叙された者の氏名を授位のつど書き加えた帳簿）の総称とされたり、年ごとの公家の序列を示した名簿と考えられたり、史料の性格について幅のある定義が示されている。その主な原因は史料の多様性にある。史料の構成・様式や作成に関わるすべての点で複数のパターンがあり、時代によっても変化している。研究者によって対象としている史料が異なるため、そこから導き出される補歴の定義も多様となっている。また、補歴の表記についても、史料の表題や古記録において「補歴」「補歴」「補略」等と記されており、一様ではない。近年では、補略を補任・歴名の総称とされる場合の補歴とは区別する見解が提示されるなど、補歴に関する研究は進展を見せており、今後体系的な研究が必要とされている。

本稿で取り上げるのは、これまで取り上げられてきた補歴とはまた異なる構成・様式をもつ史料である。さらに、他の補歴史料を関連付ける史料でもあり、補歴史料を体系的に考える手立てを与える点で重要な史料といえる。当

永正年間の補任歴名について

該史料と他の補歴との関係や、作成された背景を明らかにすることにより、補歴研究に寄与するとともに、中近世移行期の公家社会構造への理解を深める一助にしたい。

1. 補任歴名の全文と書誌情報

まず、当該史料の全文を掲げ、基礎的な事項から確認したい。⁽⁴⁾

(表紙)

「補任歴名 永正、年」^{六款}

公卿

関白左大臣正二位 臣藤原朝臣	尚経	九条、 ^(殿、以下同)
右大臣正二位兼行左近衛大将臣	兼輔	鷹司、
内大臣正二位兼行右近衛大将臣	実香	三条
正二位行権大納言 臣藤原朝臣	宜胤	中御門
	宗綱	中御門号松木
	実仲	四辻号数内 ^(感)
	政為	冷泉下
	季経	四辻下
従二位	季種	小倉

	臣菅原朝臣	長直	高辻
	臣藤原	実望	三条
征夷大將軍從二位行權大納言臣源朝臣		義 <small>尹</small>	
從二位行權中納言	臣藤原朝臣	元長	甘露寺
正三位行		雅俊	飛鳥井
		經名	大炊御門
		公胤	徳大寺
		宣秀	中御門
	臣菅原朝臣	和長	坊城
	臣源朝臣	通言	久我
	臣藤原朝臣	季孝	菊第
權中納言從三位	臣源朝臣	忠輔	花山院
參議正三位	臣藤原朝臣	材親	北畠伊勢国司也
參議正三位行左大弁臣藤原朝臣		永宣	冷泉
參議從三位	臣藤原	守光	廣橋
參議從三位行右近衛權中將		濟繼	姉小路
參議從三位行右大弁		公条	三条
參議從四位上行左近衛權中將		尚頭	勸修寺
		公音	四辻

永正年間の補任歴名について

永正年間の補任歴名について

参議従四位上
季綱 阿野
冬光 烏丸

非参議

前関白准三宮

前左大臣従一位
臣藤原朝臣
政基 九条殿

前関白

前太政大臣従一位
臣藤原朝臣
政平 鷹司、

前

冬良 一条、

前

前左大臣
尚通 近衛、

前左大臣
実淳 徳大寺

政長 花山院

公興 菊第

前右大臣従一位
臣源朝臣
豊通 久我

正二位
臣藤原朝臣
公藤 西園寺

前内大臣正二位
実隆 三条

前権中納言正二位
緑光 武者小路

前権中納言

正二位行陸奥出羽按察使臣源朝臣

俊量 綾小路

前権中納言從二位 臣藤原朝臣

政顕 勸修寺

前権中納言

從二位兵部卿

臣源朝臣

重治 田向

前権中納言從二位

臣藤原朝臣

基富 園

——

臣源朝臣

通世 中院

——

臣藤原朝臣

公夏 橋本

——

臣藤原朝臣

俊名 小川坊城

——

從三位

量光 柳原

前參議從三位

臣源朝臣

有繼 六条

前參議

正三位行左衛門督

臣藤原朝臣

基春 持明院

前參議從三位

臣源朝臣

具茂 堀川

正二位行神祇伯

臣忠富王

号白川

從三位

臣藤原朝臣

嗣賢 藤井

從三位行式部大輔

臣菅原朝臣

章長 高辻

從三位

臣藤原朝臣

為孝 冷泉下

——

臣藤原朝臣

忠顕 松殿

——

臣藤原朝臣

顕基 号町

永正年間の補任歴名について

永正年間の補任歴名について

諸臣 大略記之

正四位上

藤家幸 刑部卿 清閑寺

正四位下

藤実始 中将 河鱈 又号一条

藤隆永 少将 四条 号北畠四条

菅为学 大内記 五条

藤康親 頭中将 中山

従四位上

藤行季 少将 世尊寺

藤実胤 右頭中将 正親町 又号裏辻

藤実宣 中将 西園寺

藤隆康 中将 鷲尾

藤房家 中将 一条故妙華寺関白息

従四位下

藤澄光^藤 侍従 日野

藤为和 中将 冷泉

源通興 侍従 中院

藤公兄 少将 三条

源雅業 少将 白川

藤重綱^四 内蔵頭 山科

正五位下

藤隆秀 少将 四条

藤嗣廣 藤井

藤伊家 右少弁 甘露寺

藤光繼 竹屋

藤英兼 少将 水無瀬

藤基規 少将 持明院

藤秀房 右少弁 万里小路

源富秀 白川

藤雅綱 少将 飛鳥井

藤資遠 平松

源重親 少将 庭田

源資数 侍従 綾小路

藤永家 侍従 高倉

藤季国 侍従 滋野井

平時永 西洞院

永正年間の補任歴名について

永正年間の補任歴名について

藤公彦 菊第

藤宗藤 侍従 中御門 号松木

藤資定 右兵衛佐 柳原

従五位下

藤為益 中務少輔 法性寺

藤公博 清水谷 号一条

菅長光 式部権少輔 西坊城

藤資蔭 侍従 烏丸

藤俊茂 侍従 北畠

菅定雄 号高原

藤範久 号高倉 南家也

藤頼孝 侍従 飛鳥井中納言入道子

藤実賢 洞院

藤頼継 右兵衛権佐 葉室

六位

藏人式部丞菅原在名 唐橋

藏人左近将監源諸仲 五辻

堂上衆当時補任歴名之分大概注文、於家々勝劣者各有義勢之間、無左右不能勘録者也、

史料の表題は「補任歴名」とされ、内題はない。本稿では宮内庁書陵部所蔵図書寮文庫の桂宮本（三三三・一六九）を用いているが、同所には鷹司本（二七〇・一八八）も所蔵されている。両本の異同は少なく、同系統の書写本と言える。年代は表紙に「永正^{六款}・年」と墨書があるばかりで、奥書には作成・内容年代のいずれも明記されていない⁽⁵⁾。内容年代を表す「永正・年」だが、年次が原本に書かれていなかったのか、書き継がれる過程で落ちていったのかは判然としない。当史料を書写した時点では、永正六（一五〇九）年は推測による年次として扱われている。

宮内庁書陵部所蔵本の他には、静嘉堂文庫本（二三二〇〇一―一七九一七）を確認できる。表題は題簽に「補任歴名 永正『六』年 完」（『内は朱書き』）とあり、同じく内題はない。ただ、静嘉堂文庫本は作成に関わる奥書を有しており、「右補任歴名天文三年藤原興致カ題跋セル^(三條西実隆)逍遙院殿ノ多々良問答ニ載ラレタリ、窃ニ公卿補任及職事補任等ニ扱テ考ルニ、永正 年ノ官衙ナルヘシ、天明元年九月 源元寛識」とある。源元寛は曾我部元寛（享保二十（一七三五）年〜天明七（一七八七）年）なる人物で、阿波出身の儒者で有職故実や天文暦など幅広く学び、様々な分野のテキストの書写にあたっている。大内義隆と三條西実隆による有職故実についての問答集である『多々良問答』を書写し、そのついでに当本も書写したことが奥書から分かるが、当本を収めた『多々良問答』はまだ確認できていない。「公卿補任及職事補任等ニ扱テ考ル」とあるように、当本には永正六年の公卿補任等を参考にした書き込みが多数ある。奥書では年次を空欄にしているが、曾我部元寛は当本の年次を永正六年と考えていたようである。静嘉堂文庫本は、曾我部元寛の奥書のあとに「右一冊」と続くので、曾我部元寛本をさらに写したものである。桂宮本や鷹司本と比べると異同が多く、静嘉堂文庫本は内容からも宮内庁書陵部所蔵本とは別系統のものと言える。

では、内容年代の確認に移りたい。表1は当史料の記載事項を表に改めたものである。id 74の山科言綱は永正六年正月二十八日に従四位下に叙されており、記載人物のなかで一番新しい履歴である⁽⁷⁾。従って、当史料の内容年代

id	家名等	名	姓	位階	官職等
54	藤井	嗣賢	藤原朝臣	従三位	非参議
55	高辻	章長	菅原朝臣	従三位	非参議 式部大輔
56	冷泉下	為孝	藤原朝臣	従三位	非参議
57	松殿	忠顕	藤原朝臣	従三位	非参議
58	号町	顕基	藤原朝臣	従三位	非参議
諸臣					
59	清閑寺	家幸	藤原朝臣	正四位上	刑部卿
60	河鱒 又号一条	実治	藤原朝臣	正四位下	中将
61	四条 号北畠四条	隆永	藤原朝臣	正四位下	少将
62	五条	為学	菅原朝臣	正四位下	大内記
63	中山	康親	藤原朝臣	正四位下	頭中将
64	世尊寺	行季	藤原朝臣	従四位上	少将
65	正親町 又号裏辻	実胤	藤原朝臣	従四位上	右頭中将
66	西園寺	実宣	藤原朝臣	従四位上	中将
67	鷲尾	隆康	藤原朝臣	従四位上	中将
68	一条 故妙華寺閔白息	房家	藤原朝臣	従四位上	中将
69	日野	隆光*	藤原朝臣	従四位下	侍従
70	冷泉	為和	藤原朝臣	従四位下	中将
71	中院	通興	源朝臣	従四位下	侍従
72	三条	公兄	藤原朝臣	従四位下	少将
73	白川	雅業	源朝臣	従四位下	少将
74	山科	言綱*	藤原朝臣	従四位下	内藏頭
75	四条	隆秀	藤原朝臣	正五位下	少将
76	藤井	嗣廣	藤原朝臣	正五位下	—
77	甘露寺	伊長	藤原朝臣	正五位下	右少弁
78	竹屋	光継	藤原朝臣	正五位下	—
79	水無瀬	英兼	藤原朝臣	正五位下	少将
80	持明院	基規	藤原朝臣	正五位下	少将
81	万里小路	秀房	藤原朝臣	正五位下	右少弁
82	白川	富秀	源朝臣	正五位下	—
83	飛鳥井	雅綱	藤原朝臣	正五位下 ^{カ*}	少将
84	平松	資遠	藤原朝臣	正五位下 ^{カ*}	—
85	庭田	重親	源朝臣	従五位上*	少将
86	綾小路	資数	源朝臣	従五位上*	侍従
87	高倉	永家	藤原朝臣	従五位上*	侍従
88	滋野井	季国	藤原朝臣	従五位上*	侍従
89	西洞院	時長	平朝臣	従五位上*	—
90	菊第	公彦	藤原朝臣	従五位上*	—
91	中御門 号松木	宗藤	藤原朝臣	従五位上*	侍従
92	柳	資定	藤原朝臣	従五位上*	右兵衛佐
93	法性寺	為益	藤原朝臣	従五位下	中務少輔
94	清水谷 号一条	公博	藤原朝臣	従五位下	—
95	西坊城	長光	菅原朝臣	従五位下	式部権少輔
96	烏丸	資蔭	藤原朝臣	従五位下	侍従
97	北畠	俊茂	藤原朝臣	従五位下	侍従
98	号高原	定雄	菅原朝臣	従五位下	—
99	号高倉 南家也	範久	藤原朝臣	従五位下	—
100	飛鳥井中納言入道子	頼孝	藤原朝臣	従五位下	侍従
101	洞院	実賢	藤原朝臣	従五位下	—
102	薬室	頼繼	藤原朝臣	従五位下	右兵衛権佐
103	唐橋	在名	菅原朝臣	六位	藏人 式部丞
104	五辻	諸仲	源朝臣	六位	藏人 左近将監

注 *は執筆者により適宜補足・訂正した。

表1 補任歴名記載人物一覧

id	家名等	名	姓	位階	官職等
		公卿			
1	九条殿	尚経	藤原朝臣	正二位	関白 左大臣
2	鷹司殿	兼輔	藤原朝臣	正二位	右大臣 左近衛大将
3	三条	実香	藤原朝臣	正二位	内大臣 右近衛大将
4	中御門	宣胤	藤原朝臣	正二位	権大納言
5	中御門 号松木	宗綱	藤原朝臣	正二位	権大納言
6	四辻 号数内*	実仲	藤原朝臣	正二位	権大納言
7	冷泉下	政為	藤原朝臣	正二位	権大納言
8	四辻下	季経	藤原朝臣	正二位	権大納言
9	小倉	季種	藤原朝臣	従二位	権大納言
10	高辻	長直	菅原朝臣	従二位	権大納言
11	三条	実望	藤原朝臣	従二位	権大納言
12	足利*	義尹*	源朝臣	従二位	征夷大将軍 権大納言
13	甘露寺	元長	藤原朝臣	従二位	権中納言
14	飛鳥井	雅俊	藤原朝臣	正三位	権中納言
15	大炊御門	経名	藤原朝臣	正三位	権中納言
16	徳大寺	公胤	藤原朝臣	正三位	権中納言
17	中御門	宣秀	藤原朝臣	正三位	権中納言
18	坊城	和長	菅原朝臣	正三位	権中納言
19	久我	通言	源朝臣	正三位	権中納言
20	菊第	季孝	藤原朝臣	正三位	権中納言
21	花山院	忠輔	藤原朝臣	正三位	権中納言
22	北畠 伊勢国司也	材親*	源朝臣	従三位	権中納言
23	冷泉	永宣	藤原朝臣	正三位	参議
24	廣橋	守光	藤原朝臣	正三位	参議 左大弁
25	姉小路	济継	藤原朝臣	従三位	参議
26	三条	公条	藤原朝臣	従三位	参議 右近衛権中将
27	勧修寺	尚顕	藤原朝臣	従三位	参議 右大弁
28	四辻	公音	藤原朝臣	従四位上	参議 左近衛権中将
29	阿野	季綱	藤原朝臣	従四位上	参議 左近衛権中将
30	烏丸	冬光	藤原朝臣	従四位上	参議
31	九条殿	政基	藤原朝臣	従一位	前関白准三宮 前左大臣
32	鷹司殿	政平	藤原朝臣	従一位	前関白 前太政大臣
33	一条殿	冬良	藤原朝臣	従一位	前関白 前太政大臣
34	近衛殿	尚通	藤原朝臣	従一位	前関白 前左大臣
35	徳大寺	実淳	藤原朝臣	従一位	前左大臣
36	花山院	政長	藤原朝臣	従一位	前左大臣
37	菊第	公興	藤原朝臣	従一位	前左大臣
38	久我	豊通	源朝臣	従一位	前右大臣
39	西園寺	公藤	藤原朝臣	正二位	前右大臣
40	三条	実隆	藤原朝臣	正二位	前内大臣
41	武者小路	緑光	藤原朝臣	正二位	前権中納言
42	綾小路	俊量	源朝臣	正二位	前権中納言 陸奥出羽按察使
43	勧修寺	政顕	藤原朝臣	従二位	前権中納言
44	田向	重治	源朝臣	従二位	前権中納言 兵部卿
45	園	基富	藤原朝臣	従二位	前権中納言
46	中院	通世	源朝臣	従二位	前権中納言
47	橋本	公夏	藤原朝臣	正三位	前権中納言
48	小川坊城	俊名	藤原朝臣	正三位	前権中納言
49	柳原	量光	藤原朝臣	従三位	前権中納言
50	六条	有継	源朝臣	正二位*	前参議
51	持明院	基春	藤原朝臣	正三位	前参議 左衛門督
52	堀川	具茂	源朝臣	従三位	前参議
53	号白川	忠富王	源朝臣	正二位	非参議 神祇伯

は永正六年正月二十八日以降と考えられる。ただし、永正六年正月二十八日時点の序列がすべて反映されているわけではない。例えばid 63の中山康親は永正五年七月十八日に正四位上に、id 65の正親町実胤は永正六年正月十六日に正四位下に叙されているが、序列に反映されていない。勸修寺尹豊についてもid 102の葉室頼継のあとに記載すべきだが落ちてしまっている。しかし、これは当史料に限ったことではなく他の補歴史料でも言えることで、必ずしもある時点の序列を正確に抜き出しているわけではない。一方で、この不揃いな履歴の反映具合を根拠として、最新の履歴を載せる山科言綱を作者と仮定することも可能であるが、他に検討材料がないためここでは可能性の指摘に留めておきたい。

構成は公卿と諸臣からなり、公卿は官職ごとに位階順、諸臣は位階順で記載されている。記載範囲は一位から六位蔵人までの「堂上衆」（後述）を対象とする。記載様式は、公卿部分は補任の記載様式（官位＋「臣」姓＋名）を採り、それに家名等を補ったものである。対して、諸臣部分は歴名の記載様式（姓の頭文字＋名＋叙位日）から叙位日を除き、官職や家名等を補っている。つまり、当史料の記載様式は補任と歴名の記載様式を合体させたものである。先述の通り、補歴は補任と歴名の総称とされたり、年ごとの公家の序列を示した名簿とされたりしている。史料は今までに補任と歴名のほかに「補略」が確認されており、「補略」から「年ごとの公家の序列を示した名簿」という定義が導き出された。「補略」はある時点における公家の序列を示すもので、当史料のように横一列で人物が記載されている⁸⁾。従って、当史料は内容や様式の点で補任・歴名及び「補略」の要素を併せ持つ史料ということが出来る。これは他の補歴史料には見られない様式であり、補歴史料の形成過程を考える上で重要である。

最後に奥書について触れたい。まず「堂上衆当時補任歴名之分大概注文」とあるのは、堂上衆は「当時」の補任歴名に概ね記載されている、と解釈でき、「於家々勝劣者各有義勢之間、無左右不能勘録者也」は、家々の優劣は諸説あるので調べあげて記すことはできない、ととれる。つまり、序列は誤っているところがあるかもしれないが、

堂上衆は補任歴名にほぼ記載されていると述べている。この「当時」が現在を指すのか、過去を指すのか不明であるため、この奥書が永正六年に記されたものかは分からない。注目すべきは、ある時点の堂上衆を概ね記していると述べているところである。

堂上とは公家の家格で、昇殿（内裏清涼殿の殿上の間に昇ること）を許された家のことである。対概念になるのは地下で、地下は昇殿を許されない。一般に、堂上は近世期の公家の家格として認知されているが、その形成についてはほとんど分かっていない。筆者は戦国期である永正年間に堂上概念が形成されたと考えている。その契機となった事件を次章で詳述する。

2. 堂上家格の枠組みとその認識の契機

二条家諸大夫である富小路資直は、堂上への昇格運動を起こした。この事件は、すでに平山敏治郎氏、苗代田敏明氏、池享氏によって詳細が明らかにされている。⁽⁹⁾ 永正元（一五〇四）年、六位藏人極臈の富小路資直は五位昇進を望み、さらに昇殿を許され堂上列に加わることを志願した。富小路家は藤原氏を称し、資直の父俊通の代から九条家に諸大夫として仕えた家である。⁽¹⁰⁾ 資直は九条尚経の執奏と三條西実隆の内奏という強力な後ろ楯により事を起こした。藏人は昇殿が許されていたため、資直が昇殿を許されるには六位藏人への在職が条件であった。つまり、藏人に在職していない資直に昇殿を許すことは、堂上身分を認めることを意味した。このような資直の望みは当然ながら受け入れられるものではなく、周囲の公家達は強い反発を示し、天皇へ訴状を提出する騒動となった。

永正元年の資直の野望は殿上人の反対を受け収束したかに見えたが、同三年になって資直は再度昇殿を申し入れた。殿上人達は、資直の堂上昇格を認めない勅答が出ていたため安堵していたが、再び資直が画策していることが

露見し騒動となった。前回とは異なり、五位への昇叙と昇殿が別個の問題とされ、資直は同三年の十二月に五位昇叙を遂げた。そして翌四年の正月参賀では堂上と同じように振る舞っていたとして、殿上人から激しい批判を受けている。恐らく、資直や九条尚経等は、先ず五位に叙し、徐々に堂上のなかに組み込んでゆけば、周囲も既成事実として認めざるをえなくなると考えたのだろう。公家達が問題にしたのは、五位昇進ではなく、昇殿をして堂上身分となることであつたからである。公家達の反対の結果、昇殿は認めるが堂上列は認めない「地下の昇殿」とする勅裁がおりた。

資直の望みは潰えた結果となつてしまつたが、のちに富小路家は念願の堂上昇格を果たしている。その詳細な年次や経緯は不明であるが、永禄六八年の間に堂上に列した⁽¹⁾。

では、堂上家格の枠組みが形成された契機について見ていこう。

史料1 『宣胤卿記』永正四(一五〇七)年正月四日条

抑資直富小路元公極鷹昇殿事、自叙爵以前所及御沙汰也、可為堂上列之由、去々年五本尚殿下被執申之処、殿上人等一同憤申、去年捧訴状連署殿上人、然勅答、不可為堂上列、如久我諸大夫、聽昇殿可為地下分之由、被仰云々、本人者猶成鷹揚之思歟、今度御沙汰又如何、資直父始源康俊一條殿諸大夫久任父子為源氏、近改為藤氏、是誰子分哉、俊通父祖無知人、出自二條殿御流分新作系図、申九條殿公政妻、令書与給云々、「⁽¹⁾」次第也、非譜第、無才無藝、無威無好、

富小路資直堂上昇格運動の経緯

永正元年10月	資直は五位昇進と昇殿、堂上列への加入を志願するも、殿上人らは強い反発を示し天皇へ連署の奏状を提出。勅答では資直が堂上に列することを認めず、一旦騒動は収束。
同3年4月	資直、再度昇殿を禁裏へ申し入れる。
5月	殿上人ら、反対の連署奏状を提出。
6月	9月の「御法事」(後土御門天皇七回忌懺法講)が終わってから裁定をくださとの勅答。
12月	資直、叙爵を勅許される。
同4年正月	資直の叙爵勅許に関し、昇殿は勅許されないよう殿上人らが連署奏状を作成。
2月	將軍義澄が殿上人らの反対の意向を禁裏に申し入れ、武命に任せるとの勅答あり。殿上人らは義澄から、資直を「地下の昇殿」とするようにとの女房奉書を得る。

依何事可列雲客哉、父俊通始而叙三位、資直始而被補六位藏人、過分之至極也、朝家零落歎而有餘者乎、

史料1は、永正四年正月参賀における資直の振る舞いを受け、中御門宣胤が憤慨して書き付けた日記である。資直の出自を持ち出し、二条家の血筋を引くなどと偽った系図を作成していること、父俊通とともに過分の待遇を受けていることを非難している。その中で、九條尚経が資直の「堂上列」昇格を執奏したが、天皇は「堂上列」ではなく「昇殿」を許して「地下」の身分とする勅裁を下したことが触れられている。

ここから分かることは、堂上と地下との間に別の階層が確認できることである。堂上の基準であるはずの昇殿を地下に許し、地下が昇殿を許されるも身分は地下のままという矛盾した階層である。しかし、この階層は富小路資直の事件において初めて見られるわけではない。地下諸家が「地下の昇殿」に昇進する動きは、康暦元（一二七九）年の安倍有世以降多数確認できる⁽¹²⁾。ただし、その関係史料のなかで「堂上」の文言は見当たらない。地下諸家の昇進運動のなかで堂上の文言が初めて確認できるのが、この富小路資直の事件なのである。つまり、富小路資直の堂上昇格運動が契機となり、堂上公家の根強い反発を生んだため、堂上の枠組みが強く認識されるに至った。

この事件の背景には、竹内家の動向があることを押さえておかねばならない。史料1の「久我諸大夫」とは、竹内基治のことである。竹内家は久我家の諸大夫家で、基治は九条家諸大夫の富小路資直と昇進時期を同じくしていた。永正元年八月、基治は昇殿を勅許された。次の史料は『宣胤卿記』の永正元年八月十日条である。

史料2

（前略）頭石中弁賢房朝臣状到来、（中略）久我前内府諸大夫源基治昇殿事、備進旧案、（富小路資直）属按察卿申之、已勅許、無子細事歟、又下知案如此、無相違歟云々、（中略）又諸大夫昇進事、非普通儀、定被経御沙汰歟、（三條西実隆）拾遺亞相存知歟、可尋之由返答了、

源基治所被聴昇殿也、可被下知之状如件、

永正年間の補任歴名について

永正年間の補任歴名について

八月九日 右中弁判

(万里小路賢房)

「此分不相違候、以前(下部)兼永朝臣昇殿之時書進之候、若可為四品以後歟如何、彼一流藏人中務丞殿 先年被経御沙汰勅許、今度同前之由、後日賢房朝臣示送之、」

基治の昇殿勅許に際し、中御門宣胤が万里小路賢房から御教書の書式について意見を問われ、その回答を控えた記事である。回答は小書(「」部分)である。宣胤は「又諸大夫昇進事、非普通儀」とし、基治の昇殿を異例のこととして⁽¹³⁾いる。資直の昇殿一件が問題になったのは永正元年八月であり、基治の昇殿勅許と同時期である。基治の昇殿勅許は、資直が堂上を所望した直接的な契機とみて間違いない。昇殿を認められた基治は諸大夫家の中で筆頭となったため、差をつけられた資直は昇殿ではなく堂上を望み、基治を一気に追い越そうとした。しかしながら資直の堂上昇格は認められず、永正四年まで持ち越した結果、資直は基治と同じ「地下の昇殿」に落ち着くこととなった。よって、資直が望んだ堂上昇格は、富小路・竹内家間での競争の中で生じた動きであった。堂上の枠組みが公家社会で認識された背景には諸大夫層の昇進競争があり、それまでの地下諸家の昇進程度から逸脱する動き(堂上昇格)が契機となったことが読み取れる。

ここで、前章で取り上げた補任歴名に立ち返りたい。当史料の内容年代は永正六年に比定していた。富小路資直は永正元年から同四年にかけてこの騒動を起こしたが、それが当史料の内容に影響を与えたのではないだろうか。当史料を永正六年の公卿補任と比較すると、以下の人物が抜け落ちていることが判明する。

吉田兼俱・土御門泰清・同有宣・勘解由小路在通・大中臣敏忠・吉田兼昭・大中臣伊忠

彼らは永正六年時点で地下であり、堂上ではない。これは奥書の、堂上衆を大略載せたという記述に合致する。彼らを記載せず、もちろん堂上に昇格できなかった富小路資直も載せずに堂上衆のみの補歴を作成したことは、富小路資直の事件と何らかの関係がある可能性がある。いずれにせよ、この事件が契機となり堂上の枠組みが強く認識されたことを示す史料の一端と位置付けることは、あながち間違いではないだろう。

元來、補任や歴名といった史料は、堂上や地下はもちろん、撰家・清華などの家格を反映した史料ではない。しかし当史料の場合、記載対象となっているのは堂上であり、家格が史料の内容に大きく影響している。この影響はある時点の公家の序列を示した「補略」に顕著であり、記載人物の区分が公卿・殿上人・地下という構成になっている史料を複数確認できる。¹⁵⁾ 補任歴名は記載様式・構成の点で補任・歴名と「補略」との中間に位置付けられ、補歴史料の形成過程において補任・歴名と「補略」とを関連付ける史料となることは明らかである。

おわりに——今後の課題

今回、補任歴名を分析するにあたり、補歴関係史料のなかから二バターの性格の史料を取り上げ、補歴の構成・記載様式・記載範囲について考察をおこなった。その結果、補任歴名が構成等いずれの要素においても従来紹介されてきた補歴史料と異なり、なおかつそれらを関連させる史料であることが分かった。まだこれから検討材料を集める必要があるが、補歴史料の形成過程を考える上でも重要な史料であることを確信した。今後さらに補歴史料を収集し、補歴史料の形成過程及び派生理由の解明に取り組みたい。

また、補歴は江戸期において毎年決まった部署で作成されるようになり様式が固まる。こうした史料上の様式の固定化は、それを取り巻く社会の制度的・組織的変化が大きく影響していることは明らかである。中世から近世への移行のなかに、マクロ的視点を以て補歴史料を位置付ける試みも課題の一つであると考ええる。

最後に、公家社会構造からの考察となるが、堂上家格が形成される過程と補歴が形成・派生する過程は、本稿の検討結果から勘案すると非常に親和性のあるものと考えられる。補歴史料を史料面から考察するばかりでなく、公家社会構造との関わりについて積極的に解明していくことが重要であろう。

永正年間の補任歴名について

注

- (1) 斎木一馬「公卿補任」(『日本歴史』一九四、一九六四)、富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷——院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政——」(『中世公家政治文書論』、吉川弘文館、二〇一二)、初出一九七九・一九八〇)、湯川敏治「『歴名土代』について——もう一つの公家の昇進記録——」(『戦国期公家社会と荘園経済』、続群書類従完成会、二〇〇五)、初出一九九六)、金子拓「戦国期室町幕府・大名・国人と官位——『歴名土代』をめぐる——」(『中世武家政権と政治秩序』、吉川弘文館、一九九八)、上嶋康裕「中世後期の「補任」「系図」——その書写者と注記に注目して」(『メタブティヒアカ』、名古屋大学大学院文学研究科教育研究推進室年報五、二〇一一)、井原今朝男「天皇の官僚制と室町殿・撰家の家司兼任体制——名家広橋・局務清原・内記菅原家を中心に——」(『室町廷臣社会論』、塙書房、二〇一四)。
- (2) 武部敏夫「補略について」(『新訂増補国史大系月報』三二、一九六五)、赤坂恒明「永祿六年の「補略」について——特に戦国公家大名(在国公家領主)に関する記載を中心に——」(『埼玉学園大学紀要』人間学部篇一一、二〇一一)。
- (3) 赤坂恒明「貞治三年と応安四年の『歴名』について——南朝方の公家・武家に関する記載を中心に——」(『埼玉学園大学紀要』人間学部篇一六、二〇一六)。
- (4) 補訂箇所には□を以て傍注を付した。
- (5) 写真版では表紙見返しに「補任歴名 永正 年」と薄く反転した文字を確認できる。①元の表紙を裏から見たもの、②元の表紙の文字が現表紙に写ったものなどが考えられるが、脱稿前に再度確認することができなかった。文字の確認も含め今後の課題としたい。
- (6) 藤木喜一郎「律令学者曾我部元寛について」(『関西学院史学』五、一九五九)を参照。
- (7) 表1 id 83・84の飛鳥井雅綱・平松資遠も山科言綱と同日に正五位下に叙されているが、本文中に「従五位上」の見出しがなく、両人が従五位上の上席なのか正五位下の末席なのか判断としない。ここでは、id 74に拠って当史料の内容年代を永正六年正月二十八日以降とし、id 83・84を正五位下の末席としておく。
- (8) 補略については赤坂恒明二〇一一前掲論文、同「元龜二年の『堂上次第』について——特に左京大夫家康(三川徳川)に関する記載を中心に——」(『十六世紀史論叢』創刊号、二〇一三)、同「天正四年の『堂上次第』について——特に

- 滅亡前夜の北畠一門に関する記載を中心に——」（『十六世紀史論叢』二、二〇一三）、同「文禄年間の公家列名史料『当官前官略次第』について」（『十六世紀史論叢』七、二〇一六）を参照した。
- (9) 平山敏治郎「堂上富小路家成立の顛末」（『日本常民文化紀要』八（Ⅱ）、一九八二）、苗代田敏明「中世後期地下官人の一形態——九条家諸大夫富小路氏について——」（『日本社会史研究』三〇、一九九二）、池享「戦国・織豊期の朝廷政治」（『戦国・織豊期の武家と天皇』、校倉書房、二〇〇三、初出一九九二）。
- (10) 平山敏治郎前掲論文。俊通以前の来歴も『諸家伝』には記されているが、平山氏によれば、それらの事実関係は確認できないとされる。
- (11) 富小路資直の孫種直は、永禄六年時点では六位藏人であるが（赤坂恒明二〇一一前掲論文）、永禄八年では五位の殿上人に列している（『月卿雲客次第等（永禄八）』）（『東京大学史料編纂所蔵広橋家記録（補任（二）（二三）より）』）。
- (12) 『後深心院閔白記』 康暦二年正月四日条、ほか。
- (13) しかし、竹内家の昇殿は基治が初例ではない。この前年の正月、宣胤は「諸大夫ハ一向不聴昇殿事候」（『宣胤卿記』文亀三年正月十七日条）と述べているが、これは宣胤の認識不足である。
- (14) 『実隆公記』 永正元年八月廿五日条。
- (15) 赤坂恒明二〇一一前掲論文、ほか。

〈付記〉 翻刻の掲載にあたっては、宮内庁書陵部より御許可を賜った。記して謝意を表す。